

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案に関する意見・情報の募集について

令和7年8月27日
農林水産省消費・安全局

1. 現行制度における輸入規制の概要

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。

これを受け、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条第1号において、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

現在、規則別表2で輸入禁止品として位置付けられている植物のうち、同表の付表第4、77及び79に規定された地域から発送され、他の地域を経由しないで輸入される植物については、農林水産大臣が定める基準に従って海上輸送中のコンテナにおいて低温処理による消毒が行われることを条件の一部として輸入可能とされている。

2. 改正の趣旨

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

ア 現在、12カ国から発送される特定の植物について、農林水産大臣が定める基準により、海上輸送中のコンテナにおける低温処理を条件の一部として輸入解禁されており、日本到着前に低温処理を終了することが条件とされており、日本到着後の低温処理の終了は認められていない。

イ 一方、一部の輸出入関係者から、日本到着までに低温処理による消毒が終了できない場合は到着後の処理の継続も認めるよう要請があるところ。

ウ 検討の結果、き裂、損傷等がない密閉されたコンテナにおいて低温処理を行う場合では、日本到着後に処理を終了しても検疫有害動植物の分散のおそれがないとの結論に至った。

エ このため、関連基準の改正により、日本に到着後の低温処理の終了を認めることとする。

オ なお、令和6年4月18日付け案件番号550003905の「海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案」のうち、一部の案について農林水産省内において改めて検討を行った結果、一部修正を行うため、改めて意見公募手続きにかけるものとする。

3. 改正案の主な内容

別添の農林水産大臣が定める基準の規定中、海上輸送中に低温処理を行う旨の規定を削り、消毒を輸出前に開始し、輸入検査の開始までに終了する旨の規定を加える等の所要の改正を行う。

4. 今後のスケジュール

パブリックコメント：令和7年8月下旬～令和6年9月下旬

改正規則及び基準の公布・施行：令和7年10月下旬見込み（公布日施行）

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物
に係る農林水産大臣が定める基準一覧

- (1) 南アフリカ共和国から発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和48年5月24日 農林省告示第1045号〕
- (2) ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和4年11月18日 農林水産省告示第1869号〕
- (3) ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年3月22日 農林水産省告示第438号〕